

個人番号確認書類・身元確認書類が必要です

マイナンバー制度の開始に伴い、平成 28 年 1 月から特別児童扶養手当・児童育成障害手当の申請等の手続きの際に個人番号（マイナンバー）が必要となります。

本人確認等のため、個人番号確認書類・身元確認書類をご用意ください。



* 個人番号が必要な方 *

特別児童扶養手当：請求者、配偶者、対象児童、扶養義務者

児童育成障害手当：申請者、配偶者、対象児童

個人番号が必要な方全員の個人番号確認書類 (正しい番号であることの確認)

個人番号カード（裏）

又は

※通知カード

又は

住民票
(個人番号付き)

等



請求(申請)者の身元確認書類 (番号の正しい持ち主であることの確認)

個人番号カード（表）

又は

公的機関から発行された
写真付の身元証明書 1 つ

例) 運転免許証、パスポート等
※写真付健康保険証、社員証等は該当しません。

又は

写真なしの身元証明書 2 つ
例) 健康保険証、社員証、年金手帳等

等

※デジタル手続法の施行により令和 2 年 5 月 25 日より通知カードが廃止されます。このことにより、新規・再交付や記載事項の変更ができなくなります。

現在お持ちのカードは記載事項に変更がない場合は引き続き番号確認書類として利用することができます。

☆上記の必要書類の提出が困難な場合、その他ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせください☆



武蔵野市 子ども家庭部 子ども子育て支援課 手当医療係

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

(武蔵野市役所南棟 3 階)

☎0422-60-1963